

平成27年12月9日

全柔連加盟・構成団体長 殿

公益財団法人全日本柔道連盟
審判委員会委員長 西田 孝宏
〔公印省略〕

少年大会における俗称「韓国背負い」の取り扱い並びに 国内における「少年大会特別規定」への反映について

平成22年5月1日施行の「少年大会申し合わせ事項」を、暫時試合運用の一指針として参りました（平成23年6月14日部分変更）が、IJF新规定（解釈）の内容との整合性が担保しにくい箇所があることを認識し、全日本柔道連盟審判委員会では、平成26年4月より、少年の安全性を配意した改定作業に取りかかり、その第一ステップとして、平成27年3月31日に改正、平成27年6月1日施行に及びました。

上述しました平成27年6月1日施行「少年大会申し合わせ事項」の改定では、申し合わせ事項における文言の精査や試合における少年の安全面の配慮を中心とした部分改定と致しました。その結果、試合者が、立ち姿勢、寝姿勢であるに関わらず、審判員が試合者の危険を予見できれば、安全配慮義務を行使する意味において、即座に「待て」を宣告することが妥当であることを強調致しました。

ところで、過日に行われた少年の大会におきましても、俗称「韓国背負い」*の施技によって、投げられた選手が後頭部から落下し、脳振盪等を起こすケースが報告されています。少年柔道の基盤は「基本の習得」と「安全管理」であることは明白です。そこで、全柔連審判委員会では、現行の「国内における少年大会申し合わせ事項」の更なる改定の必要性を再認識し、第二ステップとしての改定作業に着手しております。

今回の改訂検討の結論として、特に発育発達段階の視点から、全柔連主催の少年の大会（中学生以下）においては、俗称「韓国背負い」*の施技を禁止とし、施した場合には「反則負け」とすることにしました。

また、「少年大会申し合わせ事項」の名称を「少年大会特別規定」と改称するとともに、これまで「韓国背負い」*と呼称されてきた名称についても通称を「逆背負投」とし、規定の内容につきましても、安全性への考慮が分かり易いように改定を致しました。

そこで、関係各団体におかれましては、以上の趣旨をご理解戴き、各団体関係者及び選手への啓発・ご周知をお願い申し上げます。

注*) 俗称「韓国背負い」とは、韓国代表の選手が国際大会等で近年から施技しだした技術であり、おもに喧嘩四つの組み手において、正しく組んだ釣り手側の前襟を両手で握りながら、捻りを加えて後方に投げ落とすように掛ける背負投のような技を指します。施技が変則的であり、投げられた試合者にとって、受身がとりにくい体勢で背中及び後頭部から畳に落下したり、腕が絡んだ状態となったりなどの恐れがあり、危険を伴います。国内の少年大会等において、重篤な事故につながったという報告は届いておりませんが、施技に伴う受傷が危惧されています。

今回の改定では通称「逆背負投」として明記し、今後呼称していくこととしました。

国内における「少年大会特別規定」

国内における少年（中学生以下）の試合は、国際柔道連盟試合審判規定に則って行われるが、安全面を考慮し、次の条項を加え、あるいは置き換えたものによって行なうものとする。

1、加えるもの

第27条（禁止事項と罰則）

指導（軽微な違反）

1. 立ち姿勢で相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。
ただし、技を施すため、瞬時的（1, 2秒程度）に握ることを認める。
（注）中学生は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることを認める。
2. 両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。
3. 関節技及び絞技を用いること。
（注）中学生は、絞技を用いることは認める。三角絞は認めない。
4. 無理な巻き込み技を施すこと。
5. 相手の頸を抱えて大外刈、払腰などを施すこと。
6. 小学生以下が、裏投を施すこと。

反則負け（重大な違反）

1. 攻撃・防御において、故意に相手の関節を極めること。
2. 「逆背負投」（通称）の様な技を施すこと。

第27条（附則）

指導（軽微な違反）

1. 「相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること」関係
 - ①「後ろ襟」とは、柔道衣を正しく着用したときの頸の後ろ側（うなじあたり）の範囲をいう。試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頸部にずらした場合でも「後ろ襟」とみなす。
 - ②「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態をいう。背部を握った後、柔道衣をたぐりよせて釣り手の一部の指が後ろ襟の内側を握る状態になっても背部とみなす。特例として「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等（内股に限らずケンケンとなる大内刈や大外刈等）をかけることは、〔瞬時的（1, 2秒程度）〕の事項を適用せず、また、その後、連絡した技や変化した技についても、技の効果が途切れるまで継続を認める。
2. 「両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。」関係
両膝を最初から畳につくとは、膝の外側部、内側部も含む。同時はもちろん、ほとんど同時と見なされる場合も含む。技が崩れた結果である場合は反則としない。
3. 「関節技及び絞技を用いること。」関係
 - ①寝技の攻撃・防御において、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。抑え込もうと脚を交差して相手を制止した後、絞まっている状態あるいは脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断した場合は、受傷を防ぐために、早めに「待て」とする。また、通称「三角固」の体勢となった時点で、危

険な状態ではないと判断しても、交差している脚を直ちに解かなければ「待て」とする。交差していた脚を直ちに解けば、寝技の攻撃・防御は継続となる。

②故意ではなかったが、関節が極まった場合は、「待て」とする。

(注) 小学生以下は、絞技についても同様とする。

4. [無理な巻き込み技を施すこと。] 関係

「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技をいう。

5. [相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰などを施すこと。] 関係

「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰等」とは、明らかに腕を相手の頸に巻きつけて施した場合のみをいう。

反則負け(重大な違反)

2. [「逆背負投」(通称)の様な技を施すこと。] 関係

例えば一方の試合者が右組み、他方の試合者が左組みの体勢から、右組みの試合者が、正しく組んだ釣り手側の前襟を両手で握りながら、右足前回り捌き又は、左足後回り捌きで技を施し、相手を左方向に一回転させながら捻りを加えて、背中、又は頭から投げ落とす様な技をいう。但し、背負投を施して、相手が技を防御するために反対の肩越しに落ちた場合は含まない。

第26条(抑え込み)附則に次を加える

寝技の攻撃・防御において、脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断したときは「待て」とする。

2、置き換えるもの

第20条(一本)附則

絞技は、「技の効果が十分現れた場合」を適用し、見込みによる「一本」とすることができる。

3、本規定の改廃は、全日本柔道連盟審判委員会において協議し、常務理事会の承認を得て行う。

付則 この申し合わせは、平成22年5月1日より実施する。

平成23年6月14日 部分変更

平成27年3月31日 改正 平成27年6月1日より施行する。

平成27年11月30日 改正